


昭和45年

むろらん



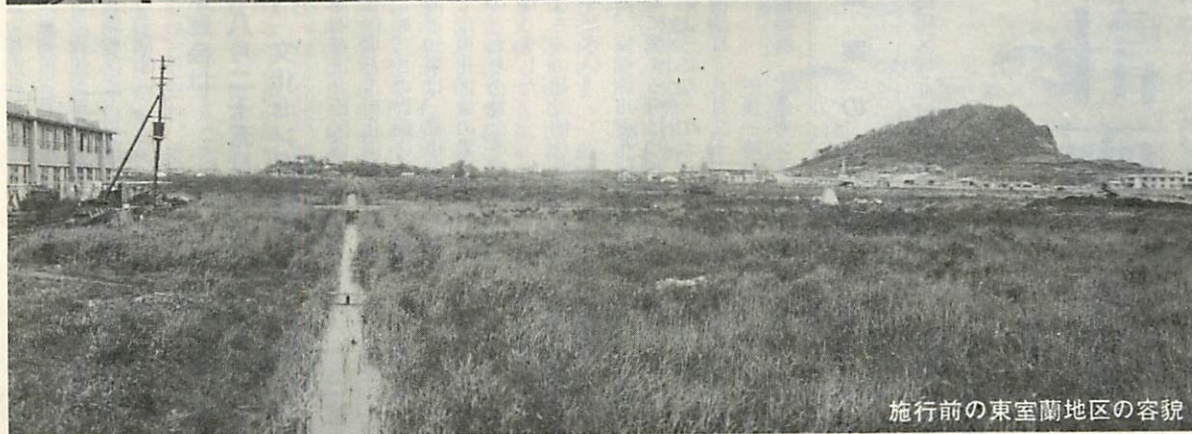
市政だより

8月 1日 号

毎月1・15日発行 No.249



すばらしい市街地となった「寿・日の出町」地区



施行前の東室蘭地区の容貌

＝ 東室蘭土地区画整理事業おわる ＝

原野が整然とした市街地に めざましい発展ぶりの東室蘭地区

市の人口

45. 7. 1現在
住民登録人口

人口	181,975人
男	91,913人
女	90,062人
世帯数	49,840世帯

室蘭市は、東北、北海道随一の港湾工業都市として、いちじるしく発展をとげ、そのため早くから住宅地の不足が目立ち、この解決策として、さる昭和31年から東室蘭地区の土地区画整理事業に着手し

計画的に、宅地・道路・公園・水路などを整備してきました。

14か年の歳月と約15億円の事業費をもって、今日のような整然とした新市街地がつけられました。

室蘭の都市計画

市街化区域・市街化調整区域の
素案かまとまり公聴会が開かれます。

新しい都市計画法によって、室蘭圏（室蘭市、登別市、伊達町）の都市計画区域が、市街化区域と市街化調整区域とに区分されることとなります。

公聴会は

八月二十五日

文化センターで

室蘭圏都市計画区域についての市街化区域と市街化調整区域をきめるため、この計画の決定者である北海道知事は、都市計画法に基づいて市街化区域の素案をつくりつぎのとおり公聴会を開催することになりました。

みなさんの建設的な意見をお聞かせください。

なお、室蘭圏市街化区域のうち室蘭市に関する分はつぎのページの図のようになっております。

☆開催期日 八月二十五日（火）
午後一時から

☆開催場所 文化センター（四階）

素案の内容

市街化区域というのは、おおよ

ね十年後の人口、産業を収容するのに十分なものをいいます。その規模をきめるためには、まず十年後の人口と、そのうち市街化区域に住む人口をそれぞれ想定し、さらに市街化区域のうち、人が直接住む可住地面積と商工業等の産業に使う地域の面積をきめる必要があります。

道では、室蘭市の昭和五十五年の人口を二十二万人、そのうち市街化区域内の人口を二十一万五千人と想定し、これらの人口が住む可住地は、人口密度一ヘクタール当り百七人が適当であると考え、面積を想定しております。

また、工業地域は、将来の産業経済の伸びを考慮して約千六十六ヘクタールとしております。

このように想定した人口や面積をもとにして、既成市街地とその周辺で市街化が進行している区域や今後計画的に市街地として発展させようとする新市街地を具体的に調査したうえで調整をはかった結果、総体の必要市街化区域面積を約三千三百四十ヘクタールとして立案しております。

公述人を

希望される方

公聴会で意見を述べる公述人には、一般の公述人と学識経験者とがありますが、このうち一般の公述人となることを希望される方は八月十八日（火）までに、述べようとする意見の要旨およびその理

由、ならびに住所、氏名を書いた書面を北海道知事（札幌市北三条西五丁目北海道土木部都市計画課）に提出してください。（郵送される場合は、提出期限までに必着するようにお出しくください）

公述人の選定

開催時間に制限がありますので公述を希望される方が多い場合や同じ意見が多い場合には、公述人となられる方を道において選定しその結果を公述されるご本人に通知されます。

公聴会を

傍聴される方

公聴会の当日、直接、会場にお越しください。先着順に入場していただきます。なお、満員の際は入場できなくなることを、あらかじめご了承ください。また、傍聴人は、議事に対し発言できませんのでお含みおきください。

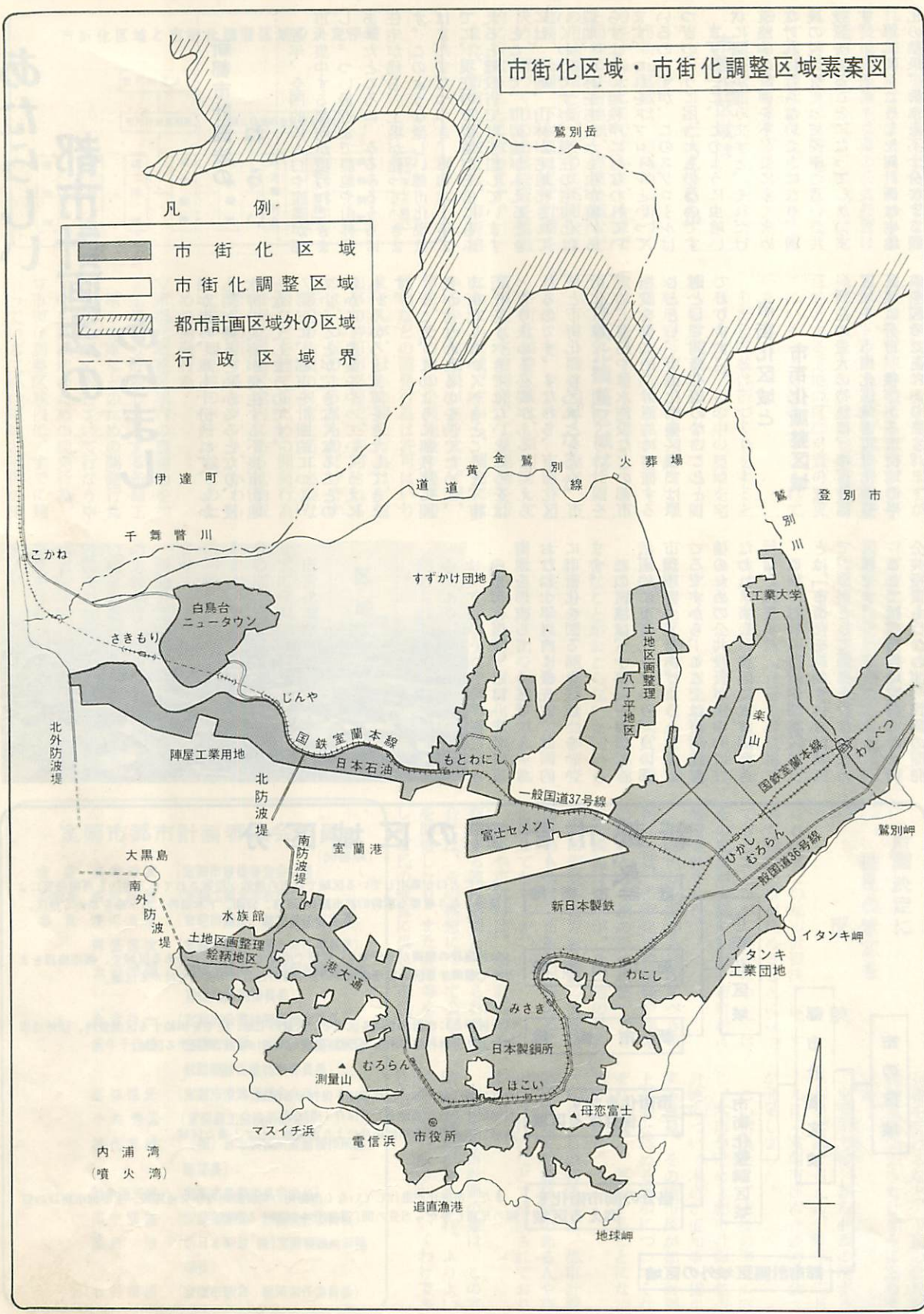
この公聴会については、八月一日付の北海道公報で、登別市、伊達町を含めた室蘭圏の計画として公表されておりますので、ご覧のうえ有益なご意見をお寄せください。

なお、くわしくは、北海道土木部都市計画課（札幌④4111内線2808）または室蘭市役所土木部都市計画課（②1111内線296）にお問い合わせください。

市街化区域・市街化調整区域素案図

凡 例

- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 都市計画区域外の区域
- 行政区域界



あたらしい

都市計画法の

あらまし

新都市計画法の

ねらい

近年、全国的に人口や産業が都市へ集中する傾向が現われてきました。つい最近まで農地や山林であったところに、みるみるうちに住宅が建ち、工場が建っていきま

す。このような激しい都市化現象はまだまだつづき、昭和六十年までに、現在の市街地が三倍にもふえると建設省では予想しています。ところで、市街地がふえるときには、農地、山林が宅地化されていくわけですが、現在の宅地化は農地、山林をあたかも虫が喰いあらすように無秩序に行なわれています。これをスプロールといっているのですが、このスプロールはつぎのように困ったものなのです。まず第一に、このように虫喰い

状に開発が進みますと、それだけ道路等の計画を不必要に多く決めなければならぬことになり、国民の税金を使って効率の悪い公共投資をすることになってしまいます。第二に、こうした無計画な宅地化の結果、排水も不十分なまま開

発が進み、車も十分通れず、しかも雨が降るとぬかるみとなり、浸水の災害が発生する不良市街地となってしまうのです。

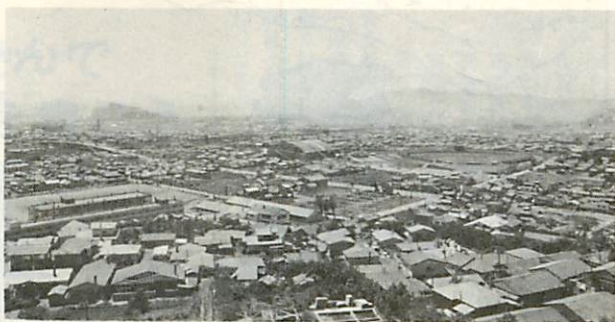
第三に、都市を計画的につくっていくことができなくなることにほかに、農業をやっていくうえにもいろいろと支障をきたしてきます。

そこで、このように無秩序に開発が行なわれるのを防ぐために、市街化していくべきところと、市街化をすべきではないところをはっきり決める必要があると考えられるのです。すなわち、市街化区域と市街化調整区域とを決め、市街化区域では、街づくりの計画を定め、道路や排水施設などの都市施設を優先的、計画的に整備することとし、市街化調整区域では原則として開発を認めないこととしております。

市街化区域と

市街化調整区域

新法の最大の特色は、都市計画区域を、市街化区域と市街化調整区域に分け、秩序ある市街地の形成を図ることにあります。

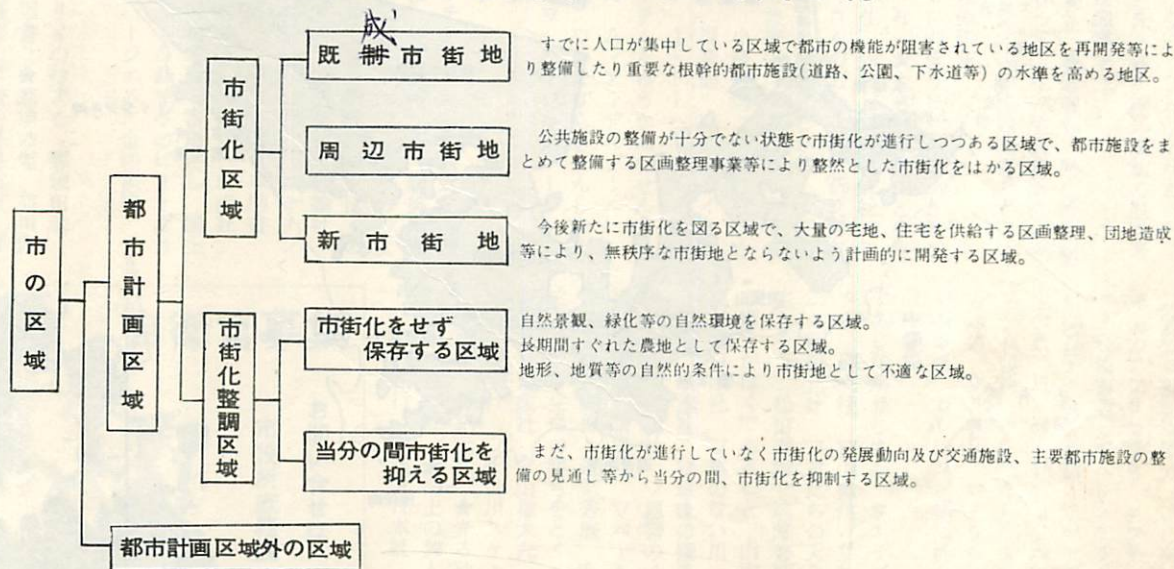


〔市街化区域〕とは「すでに市街地を形成している区域」と「おおむね十年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域」をいいます。

この区域は、十年間を目標に、積極的に市街化をはかり、良い都市環境をつくりあげようとするところです。ここでは市街地整備のための公共投資が集中的に行なわれます。民間による開発も行なわれます。

これに対し〔市街化調整区域〕とは「市街化を抑制すべき区域」で、原則として開発を行なわないう区域です。ここでは、市街地整備のための公共投資も行わず、民間の開発

新都市計画の区域区分

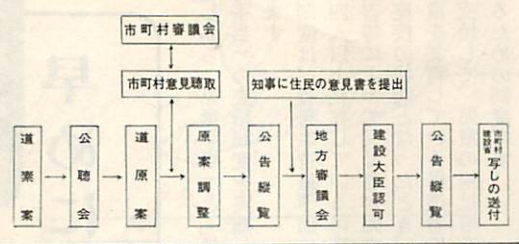


も一定の条件を備えたものでなければ許可になりません。そのかわり農地の保護や農業の公共投資は積極的に進め、さらに急傾斜地については、植林等を行なうなどして自然環境の保全につとめるものとしております。

市街化区域は どうなるか

市街化区域は、積極的に街づくりをするところですから、今までと同様に住居地域、商業地域などの用途地域と街づくりに不可欠な道路、公園、下水道は必ず計画を決め、街づくりの公共投資を重点的に行なうこととなります。

市街化区域と市街化調整区域の決定手続



の開発が積極的に促進されますが良好な市街地をつくるため、千平方メートル以上の宅地造成等の開発行為（主として建築物の建設を目的とする土地の区画形質の変更）にいろいろな基準がつけられています。

市街化区域は街づくりをするところですから、この中の農地を宅地へ転用する場合は、今までの「農地転用許可」は、今後「届出」だけですむようになります。

市街化調整区域は どうなるか

市街化調整区域は、原則として積極的な宅地開発、工業開発を行わない区域ですから、開発にはいろいろな制限があります。駅、学校、その他の公共施設や農業用建物などの開発行為は許可はいりませんが、ほかの開発行為は、道知事の許可が必要で、許可されるのは、つぎのようなものだけです。

- ▽周辺の住民の日常生活に必要な店などを建てるための開発行為
- ▽市街化調整区域内にある鉱物資源を利用するセメント、かわらけ工場や観光地のホテルなどのための開発行為
- ▽市街化調整区域内の農産物を加工したり貯蔵したりする缶詰工場や倉庫などのための開発行為
- ▽国の政策にもとずいて行なう中小企業団地のための開発行為
- ▽市街化調整区域内に、すでに建っている工場の事業と関係の深い

い事業のための開発行為
▽市街化調整区域が定められた時自分の住宅や自分の事業のために土地や借地権をもっていた人が、その時から六か月以内に届出で、五年以内にその目的で行なう開発行為（自分の居住用です）から建売住宅や貸家は許されません。

▽二十ヘクタール以上の開発行為で市街化区域内で行なうことが困難であり、かつ、将来、計画的に市街地としていく時に不都合なことがおこらないと認められるもので、開発審査会の審査で認められたもの

▽周辺の市街化を促進するおそれのないもので、市街化区域内において行なうことが不適当なものであり、開発審査会の審査で認められたもの

区域の変更は

市街化調整区域には、市街化をせずに保存する区域のほかに、当分の間、市街化を抑える区域を含みます。ですから絶対的に市街化の可能性がないということはありません。

開発計画がたてられ、その整備の方針がはっきりした時点、あるいは道知事が五年ごとに行なう基礎調査の結果によって必要があれば市街化区域、市街化調整区域の変更を行なうことになっております。

計画決定に 住民の意志を 反映

これまでの都市計画決定は、すべて建設大臣が決めることになっておりましたが、新法においてはその権限が大幅に知事や市町村に移管されました。

広域的な立場から計画すべき市街化区域、市街化調整区域や都市の根幹となる幅の広い街路、大きな公園等は知事が、その他の日常生活に密着した児童公園、支線街路等のものは、市町村が決めることとしております。

知事や市町村は、都市計画等を作成する際に必要と考えられる場合には、その構想について公聴会を開催したり、また計画等を公示して市民の縦覧に供し、市民の意

見書を受けるなど、市民の意見が反映されるような仕組みになりました。

市町村では、都市計画に関する事項を審議するため、昨年十二月十九日「室蘭市都市計画審議会」が発足しました。

この審議会は、市長の諮問に応じ、本市が定める都市計画や都市計画について本市が道知事へ提出する意見、その他市長が都市計画に必要と認める事項についてそれぞれ審議し、答申することになっております。

なお、この審議会は、都市計画等に関して学識経験のある人や市議会の代表などで構成されております。

本市の都市計画の案は、この審議会が検討が加えられ、よりよい計画案が作成されていくわけであり、市民の縦覧に供し、市民の意

室蘭市都市計画審議会委員

- | | | |
|-----|-------|-----------------------------|
| 会長 | 高本政次 | (室蘭市建築審査会会長) |
| 副会長 | 能町純雄 | (室蘭工業大学教授) |
| 委員 | 浅沼清司 | (室蘭市議会 建設常任委員長) |
| " | 阿部保次 | (室蘭市議会 厚生常任委員長) |
| " | 太田照国 | (室蘭市議会 室蘭圏幹線道路建設促進特別委員長) |
| " | 金森祥一 | (室蘭市公害対策審議会委員) |
| " | 唐牛千代松 | (室蘭市議会 本州・室蘭間第2航路開設促進特別委員長) |
| " | 栗林徳光 | (室蘭市港湾審議会会長) |
| " | 小林秀光 | (室蘭商工会議所副会頭) |
| " | 神代文雄 | (株)日本製鋼所室蘭製作所総務部長 |
| " | 竹中源五郎 | (室蘭市農業委員会会長) |
| " | 田中繁雄 | (室蘭市議会 総務常任委員長) |
| " | 豊島 渉 | (新日本製鉄(株)室蘭製鉄所総務部長) |
| " | 松谷菊治 | (室蘭市議会 経済常任委員長) |

児童手当

早めに申請を

災害遺児手当

ことしから「児童手当」と「災害遺児手当」の支給制度を実施しております。

この制度は、義務教育修了前の児童を四人以上扶養している保護者と災害等によって父母等が死亡または廃疾の状態となったとき、その児童を養育している保護者に手当を支給して、児童の福祉増進をはかるための制度です。

つぎに該当される方は、市福祉事務所社会課に申請してください
なお、八月三十一日までに申請しますと、四月にさかのぼり六か月分をまとめて九月に支給されますが、九月以降に申請された方には、申請された月分からの支給となりますので、早めに申請手続をしてください。

児童手当

☆支給対象者

- ・義務教育修了前の児童を四人以上扶養している保護者
- ・住民基本台帳に届け出をしてから引続き一年以上、室蘭市に居住している方
- ・世帯全員の所得合計額（収入金額から給与所得控除もしくは必要経費を控除した後の額

が、つぎの基準額以下である

△基準額表▽

扶養親族数	基準額 (控除後の金額)
4人	966,300円
5人	1,059,400円
6人	1,152,500円
7人	1,245,600円
8人	1,338,700円
9人	1,431,800円
10人	1,524,900円

扶養親族1人増ごとに93,100円加算

所得基準額が緩和されました。

災害遺児手当

☆支給対象者

- ①：災害により父母または保護者のいづれかが死亡した児童
- ②：災害により父母または保護者のいづれかが廃疾の状態となった児童
- ③：その他の原因によって父母

選定図書を読んで感想文を書こう

— 38冊を選定 —

がともに死亡した児童
・住民基本台帳に届け出をしてから引続き六か月以上、室蘭市に居住している方
・交通事故および産業における業務上の災害による事故であること。

- 応募期間：九月二十日まで
- 送り先：各学校図書館の担当者
- △選定図書▽
図書名 著訳者名 発行所の順
★は第一六回青少年読書感想文全国コンクールの課題図書です。

- 児童一人につき月額千五百円
- ※くわしくは、市福祉事務所社会課社会係(②111)におたずねください

- 市立図書館
- 館と学校図書館
- 書館部会で
- 小中学生に
- 読んでもら
- いたい図書
- を選定しま
- した。
- 夏休みに
- は、おとう
- さんもおか
- あさんも子
- どもさんと
- いっしょに
- この選定図
- 書を読みま
- しょう。

- また、小中学生の読書感想文を募集しますので、ふるって応募ください。
- 応募方法
- 小学生：四百字詰原稿用紙で
三枚以内
- 中学生：四百字詰原稿用紙で
五枚以内

自衛官募集

お問い合せは
市役所庶務課へ



- 沢賢治 あかね書房 ▽ドリトル先生のアフリカゆき ロフティン
- グ 岩波書店 ▽ヘレンケラー
- 村岡花子 金子書房 ▽ヤンと野生の馬 H・M・テンネボルク
- あかね書房 ▽きょうも生きて
- 坂木遼 東都書房 ▽アラビアのロレンス ロレンス 講談社
- 中学校
- ▽あしながおじさん ウエイブスター 偕成社 ▽山椒魚 井伏鱒二 新紀元社 ▽君たちの天分を生かそう 松田道雄 筑摩書房
- ▽ぼくがぼくであること 山中恒 実業之日本社 ▽橋のない川 住井すゑ 新潮社 ▽最後の授業 ドーデー 偕成社 ▽恩讐の彼方に 菊地寛 偕成社 ▽ベートーヴェンの人間像 近衛秀磨 音楽之友社 ▽生命の暗号をとく 牧野賢治 偕成社 ▽山椒大夫 森鷗外 集英社 ▽千曲川スケッチ 島崎藤村 新紀元社 ★光る砂漠 矢沢宰 童心社 ★浦上の旅人たち 今西祐行 実業之日本社

成人病予防検診を受けよう

高血圧には 細心な注意を

成人病とは、通常、脳卒中、心臓病、がんのことをいっておりますが、これらの予防としては、早期発見、早期治療がたいせつです。なかでも、高血圧が恐ろしいのは、血圧が長い間つづいて高いと脳、心臓、腎臓の障害がおこりはじめからです。

しかし、脳卒中や心臓病も医師の管理や自分で日常生活に注意することによって予防することができます。

市では、成人病予防対策として脳卒中、心臓病予防のための「血圧測定」「尿検査」「生活指導」を行なっております。

この機会に、からだに異常を感じずる方ももちろん、健康と思っていられる方でも検診を受け、不安のない毎日を過ごせるようにしましょう。

脳卒中とは

どんな病気か

脳卒中の主なもの、脳出血と脳軟化です。
脳出血は、脳の細い動脈が硬くもろくなつて、ついに破れて起ります。
脳軟化は、脳の血管の壁が厚く

なつてつまるために起ります。これらは、どちらも脳からの命令がたどるので、手、足などにマヒを起こします。

心臓病とは

心臓病の中で重要なものには、心不全、狭心症、心筋硬塞があります。

高血圧が長く続いたために酷使された心臓が、ついにたえきれなくなつて起るのが高血圧性心不全で、心臓を養う冠状動脈硬化により、血液が心臓に十分にいきわたらなくなるため、急に胸の奥が痛むのが狭心症、冠状動脈硬化によってショックを起こすのが心筋硬塞です。

高血圧を治すには

どうしたらよいか

高血圧症は、体質に関係して終生にわたる疾患ですから、なんらかの方法で血圧を低くできたとしても、それで全治したわけではなく、その後の全生涯にわたつて、その低い血圧を保つようにするのがなにより大切で、もし、降下剤を服用するならば、長期連用

の覚悟のもとに、医師の指導をうけるようにしましょう。

早期発見、早期治療がたいせつ、定期診断で安心した生活を



脳卒中の発作が

おこしたら

- ・発作的にめまい、頭痛、口のつれ、手足のしびれが起つたらたとえ軽くても脳卒中の疑いがありますので安静にして回復をまつこと。
- ・なかなか治らない場合、だんだんひどくなる場合は、すぐ医師の診察をうけ指示に従うこと。
- ・脳卒中の発作が起こり意識がなくなった場合は、医師の往診を受けることが必要ですが、その際なるべく倒れた所から動かさないようにすること。
- ・便所などで倒れ、寝所まで運ぶ場合は頭を動かさないようにし部屋を暖かくします。頭や顔を冷したり温めたりしないこと。
- ・また意識のない患者に絶対食物を与えないこと。

高血圧の方は

こんな注意を

- ☆毎日の生活について
 - ・気長に養生すること。
 - ・睡眠は十分にとること。
 - ・仕事のあいまに休むこと。
 - ・温度に気をつけること。
 - ・血圧の薬は医師の指示に従うこと。
- ☆食べものについて
 - ・食べすぎないようにすること
 - ・動物性の脂肪、食塩分はへらすこと（食塩分は一日五グラム位が適当です）
- ・成人病検診を受けましょう

あなたを成人病から守るためにぜひ受診ください。

- △成人病検診▽
 - 検査項目：血圧測定、尿検査（じん臓、肝臓、糖尿病の各検査）
 - 対象者：三十才以上の方
 - 検査期日：八月四日～八月二十一日までの期間で、毎週火、水、木、金曜日
 - 検査会場（各会場13時～15時）
 - 火曜日、衛生輪西分室
 - 水曜日、市中島支所
 - 木曜日、市役所保健室
 - 金曜日、市本輪西支所
 - △結核検診▽
 - 検査料金：無料
 - 検査項目：ツベルクリン反応注射（就学前の子どもは毎年一回必ず受けること）

水族館まつり

■8月7日～8月9日

移動動物園、怪獣撮影会、大黒島宝さがし、たこあげ大会、野外映画会、氷の彫刻会、ハワイアンなどの催しものを予定しております。みなさんおそろいでご来館ください。

夜間開館（8月5日～8月9日まで）
■午後9時まで開館しております。

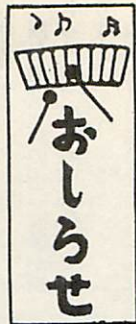
と）レントゲン撮影（十五才以上の主婦、老人、無職の方、個人で商売をしている方は毎年一回必ず受けなければなりません）

- 検査期日：成人病検診と同じ
- 検査会場：成人病検診と同じ
- 検査料金：無料
- ※希望者は当日もよりの会場へおいでください。レントゲン撮影は衣類を着たままで受けられます。

みんなの力で

しめだせ暴力団

みなさんの勇気ある届け出があつてこそ、暴力団をしめだすことができます。また、あなたを守ることもできます。



山本・工藤の両氏を 人権擁護委員に委嘱

四月一日で任期満了の本市人権擁護委員、山本松男氏、工藤喜八氏が再び人権擁護委員に委嘱されました。

なお、本市の人権擁護委員は、つぎの六名の方々です。

人権問題でお困りの方は、近くの人権擁護委員、または、札幌法務局室蘭支局でお気軽に相談ください。

(敬称略)

- ・山本松男 幸町3-1
- ・工藤喜八 本輪西町2-7-3
- ・森田行拓 宮の森町1-1-64
- ・田中秀雄 海岸町3-13-10
- ・工藤藤十郎 港南町2-2-18
- ・白井富士子 港南町1-19-6

青少年科学技術振興作品展 考案作品を募集

青少年の科学知識の向上とくふう考案意欲の高揚を図る目的で、青少年科学技術振興作品展が、九月十二日から、市青少年科学館で開かれます。

この作品展は、市内の児童、生徒、一般青少年を対象とした「く

ふう考案作品コンクール」で、日頃のアイデアを生かした作品を募集しております。ふるって応募ください。

△応募要領▽

☆応募資格：小中学校、高校、各種学校の児童生徒、勤労青少年で十九才未満の方

☆応募作品：①くふう考案した作品であること。②応募者の作製によるもの。

③科学的根拠と独創力に重点をおいたもの。

☆応募方法：申込書に記入のうえ九月一日までに市青少年科学館に提出してください。

※くわしくは、胆振支庁商工労働課(29131)または市青少年科学館(21058)におたずねください。

二学期から 学校給食費が かわります

学校給食用パンを、衛生的にしパンの老化を防ぎおいしくするために、二学期からパンのビニール包装をすることになりました。そのため学校給食費が、つぎのとおりとなります。

△改訂額▽
小学校八、八六〇円(年額)
中学校一〇、五四〇円(年額)
※小中学校ともそれぞれ一〇〇円の増額となります。

魚つりには 十分な注意を

今年も、つりシーズンがやってきました。

最近、つり愛好者が増加し、室蘭港付近にはたくさんの方が出ております。

しかし、つり愛好者のちょっとした不注意から、つり舟の水難事故もふえています。

七月にも、強風のため浸水転覆した事故があり、付近の通航船に救助されて大事をまぬがれた例もあります。

つりを愛好されるみなさん、つぎのことを十分に注意して、つりを楽しんでください。

☆出かける前に天気予報を調べることを。荒天が予想されるときはやめること。

☆つり舟の船体、機関の整備点検をすること。

☆救命器具を装備し、着用すること。

☆定員以上乗船しないこと。

☆小型のつり舟は安定性に注意すること。

☆航路内、航路付近では、つりをしないこと。

☆風向の変化に注意し、風波が高くなったり霧が発生してきたときはすぐ引き返すこと。

☆夜つりをする場合は、必ずず灯火をかかげること。

☆つりをする予定場所と帰宅時間を家族に知らせておくこと。



<三才児健康相談>

8月20日 東支所。
○対象者…東町、寿町、日の出町の方で、満三才になった子ども
○受付時間…午前9時30分から
○検診時間…午前9時30分～12時30分
午後1時～3時まで

<家族計画指導>無料

8月7日 衛生輪西分室
午前10時から

<母親学級>無料

8月12日 } 衛生輪西分室
13日 }
19日 } 午後1時から
20日 } (定員30名)

○口頭か電話で市役所衛生課に申し込みください。

<離乳食講習>無料

8月21日 衛生輪西分室 午後1時から
○口頭か電話で市役所衛生課に申し込みください。(定員50名)

<定時予防接種>

○8月1日から8月21日まで中止します。

<成人病予防検診と結核検診>無料

○検査…血圧測定、尿検査(高血圧、腎臓、肝臓、糖尿病の検査)
○対象者…30才以上の方
○レントゲン撮影(15才以上の方)
○ツベルクリン反応検査(就学前の子ども年1回必ず受けなければなりません)とBCG接種

日程

8月4日 衛生輪西分室 13.00～15.00
5日 中島支所 13.00～15.00
6日 市役所保健室 13.00～15.00

7日 本輪西支所 13.00～15.00
11日 衛生輪西分室 13.00～15.00
12日 中島支所 13.00～15.00
13日 市役所保健室 13.00～15.00
14日 本輪西支所 13.00～15.00
18日 衛生輪西分室 13.00～15.00
19日 中島支所 13.00～15.00
20日 市役所保健室 13.00～15.00
21日 本輪西支所 13.00～15.00
○検診希望される方は、当日会場へ申し込みください。